

第 3 編 法律及び方針

第 1 章 鹿児島市の方針等

1 鹿児島市の方針等

(1) 鹿児島市産業廃棄物の処理に関する基本方針

平成10年 3月26日制定

平成14年 3月12日改定

平成18年 3月 6日改定

経済発展に伴う生産及び消費の拡大、ライフスタイルの変化等を背景に大量の産業廃棄物が排出される中で、一部の者による不法投棄や不適正な処理が跡を絶たない。加えて廃棄物処理に関わるダイオキシン類問題等の発生は、産業廃棄物処理に対する住民の不信を高め、又生活環境への不安を招くに至っている。

このような住民の環境への意識の高まり等を背景として、産業廃棄物を適正に処理するために必要な処理施設の新たな設置は、これまでもまして困難なものになっている。

最終処分場の残余容量は、平成15年4月現在、全国平均で4.5年分、首都圏では1.7年分しかなく極めて深刻である。都市圏における最終処分場の不足は産業廃棄物の地方への流出を引き起こし、本県においても他県からの搬入をめぐって紛争が起きた。

一方では、廃棄物の適正処理の推進と廃棄物処理に対する住民の信頼性を確保するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び政省令の改正、関係法令等の整備が次々と行われてきた。

ダイオキシン類対策としての焼却施設や最終処分場の施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準の強化、廃棄物処理施設を設置する場合の生活環境影響調査の義務づけ、とくに焼却施設や最終処分場について許可する場合は告示縦覧や専門家の意見聴取等が義務づけられた。その他、申請者の資格審査の厳格化、不法投棄の罰則強化、排出事業者責任の明確化等々である。

また、最終処分場の残余容量がひっ迫する中で、循環型社会の形成に向けて様々なリサイクル関連法が制定された。循環型社会形成推進基本法や容器包装法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、資源有効利用促進法、フロン排出抑制法、PCB処理特別措置法、自動車リサイクル法等である。

このような廃棄物処理をめぐる様々な動きの中、本市における産業廃棄物の適正な処理を推進するとともに、本市域の自然的社会的条件を考慮し環境への負荷を最小限に抑えるという観点から、この基本方針を定める。

1 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に係る指導

産業廃棄物処理施設は、適切な維持管理が行われないと周辺環境に長く悪影響を及ぼす恐れがある。

このため、処理施設設置者に対しては、立地場所の的確性ととともに市民の一層の理解と信頼が得られるような施設となるように、次の指導を行う。

- (1) 市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある水道水源に近接した場所等、公共の福祉に著しい影響を与える地域における設置は、これを認めない。
- (2) 産業廃棄物の最終処分場のうち、管理型については、施設運営の信頼性・安全性の確保という観点から、原則として公共関与によるものとする。

また、安定型については、乱立防止等の観点から、埋立処分が終了していない最終処分場

からの距離が一定以上離れている場合に設置を認めることとし、市内におけるがれき類の再資源化による最終処分量の減少傾向及び残余容量等を勘案した適正な規模のものとする。

- (3) PCB廃棄物の処理は、県が定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき行うものとする。
- (4) 処理施設を設置するにあたっては、周辺住民との対話を通じた相互理解を深め、必要に応じて生活環境の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。
- (5) 処理施設を運営するにあたっては、施設に異状がないか常に点検し誤った処理がなされないよう細心の注意を払うとともに、周辺環境に常に配慮し、苦情があった場合は誠実にこれに対処しなければならない。

また、従業員に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令等の教育を実施し、資質の向上に努めなければならない。

なお、本市は、産業廃棄物の不適正処理による環境汚染を生じさせることのないように、産業廃棄物処理施設の維持管理基準や廃棄物処理基準の遵守状況を監視・調査する。

また、許可対象外施設についても、許可対象施設に準じた処理や維持管理がなされるように指導・啓発を行う。

2 産業廃棄物の排出抑制及び循環的利用の推進

産業廃棄物問題の根本的な解決のため、廃棄物の排出抑制と循環的利用を推進する。

- (1) 本市は、循環型社会の実現を目指し平成12年に策定した鹿児島市環境基本計画に基づく廃棄物対策関連施策を総合的に進めるとともに、率先行動計画により自らの産業廃棄物の排出抑制と循環的利用に努める。
- (2) 事業者に対しては、産業廃棄物の排出抑制・循環的利用の指導や普及啓発を行い、リサイクル製品市場の拡大を促進する。

なお、木くず又はがれき類の破碎施設など、騒音や振動問題等を発生させる懸念があるものについては、適切な指導を行っていく。

3 県外産業廃棄物の搬入の抑制

県外発生 of 産業廃棄物の市内への搬入については、県内完結型の処理を基本とする考え方に立って対応する。

- (1) 事業者は、市長が特に認めたときに限り、自ら又は委託して県外産業廃棄物の搬入を行うことができる。
- (2) 九州各県からの搬入は、地域的・経済的つながりを考慮して対応する。
- (3) その他の地域からの搬入については、原則としてこれを承認しない。

4 不法投棄等の防止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、すべての産業廃棄物に管理票制度を適用し、又産業廃棄物の不法投棄については同法上最も重い罰則を科すなど適正処理の責任を厳しく求めて

いる。

このため、産業廃棄物の不法投棄の未然防止対策や適正保管対策等を一層進める。

- (1) 不法投棄の未然防止のために、産業廃棄物管理票制度の周知を図るほか市民団体や郵便局、鹿児島市森林組合等とも連携を図りながら監視パトロールを強化するとともに、投棄原因者に対しては警察等関係機関とも連携を取りながら厳しく対処する。
- (2) 建設関係事業者や産業廃棄物処理業者が設置する廃棄物の積替え保管施設については、不適正な処理の未然防止及び周辺的生活環境の保全、周辺施設への配慮という観点から、適切な設置や保管管理を指導していく。

5 情報公開の推進

産業廃棄物の適正処理を推進し、産業廃棄物の処理に関して市民の理解を深めるため、市内における産業廃棄物の発生量や処理の状況、不法投棄の状況、産業廃棄物処理施設における維持管理の状況、行政による水質監視結果に関する情報等について、可能な限り広く市民に公開していく。

6 推進体制の活用

この基本方針に基づく具体的施策を検討・実施するため、庁内に設置した「産業廃棄物適正処理推進連絡会議」の活用を図るとともに、産業廃棄物の排出事業者関係団体及び処理業者関係団体との協力を図る。

(2) 鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱

平成11年 3月12日制定

平成14年 3月12日改正

平成16年11月 1日改正

平成23年 4月 1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 共同命令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）をいう。
- (2) 事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (3) 許可業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (4) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けようとする者及び許可業者をいう。
- (5) 事業者等 事業者及び処理業者をいう。
- (6) 県外産業廃棄物 鹿児島県の区域以外の地域にある事業場（工事現場を含む。以下同じ。）から排出される産業廃棄物をいう。
- (7) 県外産業廃棄物の搬入 県外産業廃棄物を鹿児島市の区域内において処分し、又は保管するため、当該区域内に搬入することをいう。
- (8) 産業廃棄物処理施設等 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設又は当該施設以外の施設で処理業者が設置する産業廃棄物の処分を行うためのものをいう。
- (9) 産業廃棄物処理施設等の設置等 産業廃棄物処理施設等の設置又はその構造若しくは規模の変更をいう。
- (10) 循環的な利用 再使用、再生利用及び熱回収をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物の適正な処理が行われるよう、事業者等に対し、必要な指導又は助言を行わなければならない。

2 市は、産業廃棄物の排出を抑制するとともに、その循環的な利用及び適正な処理を確保する

ため、事業者等の意識の啓発を図らなければならない。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、法、令、規則、共同命令その他関係法令及びこの要綱に定める事項を遵守し、産業廃棄物を適正に処理するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の排出の抑制及び循環的な利用に努めるものとする。

3 事業者等は、産業廃棄物の処理業務に携わる従業員の資質の向上に努めるものとする。

第2章 産業廃棄物処理施設等の設置等

(最終処分場の設置)

第5条 次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場を設置しようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 管理型最終処分場（令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。） 原則として公共関与によるものとする。

(2) 安定型最終処分場（令第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。） 埋立処分が終了していない他の最終処分場から別に定める基準以上の距離を有しているとともに、市内における産業廃棄物の最終処分量の減少傾向及び最終処分場の残余容量等を考慮し、適正な規模のものとする。

(産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議)

第6条 産業廃棄物処理施設等の設置等しようとする者（以下「設置等予定者」という。）は、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請（処理業者が設置する産業廃棄物の処分を行うための施設で法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものにあつては、その工事の着手）の前に、産業廃棄物処理施設等設置等事前協議書（様式第1。以下「設置等事前協議書」という。）により市長と協議するものとする。

(立地等に関する基準)

第7条 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置に当たっての立地等に関する基準は、市長が別に定める。

(説明会の開催)

第8条 設置等予定者は、生活環境の保全上市長が必要があると認めるときは、産業廃棄物処理施設等の設置場所周辺の適当な場所において、当該産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがあると市長が認める者（以下「関係者」という。）を対象とした説明会（以下「設置等説明会」という。）を開催し、その結果を産業廃棄物処理施設等設置等説明会開催報告書（様式第2）により市長に報告するものとする。

(説明会後の協議)

第9条 設置等予定者は、設置等説明会の開催結果に基づき、市長が産業廃棄物処理施設等の設置等の計画の内容を変更すべきであると認めるときは、その変更内容につき市長と協議するものとする。

(準用)

第10条 第6条の規定は、前条の規定に基づき産業廃棄物処理施設等の設置等の計画の内容を変更する場合について準用する。

(生活環境の保全に関する協定)

第11条 設置等予定者は、市長又は関係者から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(事前協議の終了通知)

第12条 市長は、第6条から前条までの規定による手続が終了したと認めるときは、その旨を事前協議終了通知書(様式第3)により設置等予定者に通知するものとする。

第3章 県外産業廃棄物の搬入

(県外産業廃棄物の搬入)

第13条 事業者は、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、市長が特に認めたときは、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入を行うことができるものとする。

(搬入に係る事前協議)

第14条 前条第2項の規定の適用を受けようとする事業者は、あらかじめ、事業場ごとに、県外産業廃棄物搬入事前協議書(様式第4。以下「搬入事前協議書」という。)により市長と協議するものとする。

2 前項の規定による協議は、年度ごとに行うものとする。

(承認通知)

第15条 市長は、事業者が搬入事前協議書を提出したときは、当該搬入事前協議書に記載された内容が鹿児島市の区域内における産業廃棄物の適正処理に支障がないと認めるときは、その旨を記載した県外産業廃棄物搬入承認通知書(様式第5。以下「承認通知書」という。)を当該搬入事前協議書を受理した日の翌日から起算して8週間以内に当該事業者に交付するものとする。

2 事業者は、承認通知書の交付を受けた後でなければ、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入を行ってはならない。

(搬入事前協議書の内容の変更)

第16条 前2条の規定は、承認通知書の交付を受けた事業者(以下「承認事業者」という。)が、搬入事前協議書に記載された内容を変更しようとする場合について準用する。

(県外産業廃棄物の搬入の委託)

第17条 承認事業者は、県外産業廃棄物の搬入を許可業者に委託する場合にあつては、当該許可業者に対し、承認通知書の写しを交付するものとする。

2 許可業者は、承認事業者から承認通知書の写しの交付を受けた後でなければ、県外産業廃棄物の搬入を行ってはならない。

(搬入実績報告)

第18条 承認事業者は、各月における県外産業廃棄物の搬入の状況を、翌月の末日までに、県

外産業廃棄物搬入実績報告書（様式第6）により市長に報告するものとする。

第4章 不法投棄対策

第19条 市長は、産業廃棄物の不法投棄（以下「不法投棄」という。）の未然防止対策を講ずるとともに、不法投棄が発見されたときは、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 不法投棄の実態及び不法投棄が周辺的生活環境に及ぼす影響の程度を調査するとともに、不法投棄を行った者の発見に当たること。
- (2) 不法投棄を行った者が判明した場合は、その者に対して当該産業廃棄物の回収及び不法投棄が行われた場所の原状回復を行うよう指示するとともに、その実施状況を確認すること。
- (3) 不法投棄が継続し、及びその範囲が拡大することのないように、不法投棄が行われた場所の土地所有者又は管理者を指導すること。
- (4) 不法投棄を行った者が判明しない場合であって、不法投棄が周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、不法投棄が行われた場所の原状回復を行うようその土地所有者又は管理者に対して要請すること。

第5章 雑則

（事故時の措置）

第20条 事業者等は、産業廃棄物の飛散又は流出その他生活環境に影響を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、事故の状況等を市長及び関係機関に通報するものとする。

2 市長は、前項に規定する事故が発生したときは、事業者等に対して、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

3 事業者等は、前2項の措置が完了したときは、事故処理完了報告書（様式第7）により市長に報告するものとする。

（勧告）

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

- (1) 第14条（第16条において準用する場合を含む。）の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をした者
- (2) 第15条第2項又は第17条第2項の規定に違反して県外産業廃棄物の搬入を行った者
- (3) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、この要綱に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行った者

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づきなされた事前協議の手續その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

3 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱(平成3年鹿児島県告示第941号)の規定によりされた手續その他の行為で、編入日以後において市長が執行することとなる事務に係るものは、この要綱の相当規定によりされた行為とみなす。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(3) 鹿児島市廃棄物処理施設の立地に関する基準

平成11年 3月12日制定

平成14年 3月12日改正

平成16年10月 1日改正

平成29年10月 2日改正

第1 趣旨

この基準は、鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成14年3月12日制定）第7条の規定に基づき産業廃棄物処理施設の立地に関する基準を定めるとともに、一般廃棄物処理施設の立地に関する基準を定めるものとする。

第2 定義

この基準において「処理施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設で同項の規定による設置の許可を受けなければならないもの及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。

第3 立地場所に関する基準

(1) 処理施設を設置することができる場所は、次に掲げる地域及び区域等以外の場所とする。

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は商業地域として定められた地域
- イ 平成29年10月2日鹿児島市告示第1074号によって指定既存集落として指定された区域
- ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園として指定された区域
- エ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区として設定された区域
- オ 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区として定められた区域
- カ 鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例（平成16年条例第11号）第8条第1項に規定する自然環境保護地区として指定された区域
- キ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域として定められた区域
- ク 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第2項に規定する保安林として指定された森林
- ケ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域
- コ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地
- サ 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項又は第2項に規定する海岸保全区域として指定された区域

シ 次に掲げる施設等の敷地の境界線又は地域等の境界線からの直線距離がおおむね100メートル以内の区域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域として定められた地域の部分を除く。）

(7) 学校、図書館その他の教育文化施設

(イ) 病院その他の医療施設

(ウ) 養護老人ホームその他の社会福祉施設

(エ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(オ) 住宅及び店舗

(カ) アに掲げる地域及びイに掲げる区域

ス 地盤が軟弱であると認められる場所及びがけ崩れ等の災害のおそれのある場所

セ 水道水源等に影響を及ぼすと認められる区域

ソ その他市長が公共の福祉に著しい影響を与えると認める場所

(2) 次に掲げる場合は、前号の規定にかかわらず、同号に掲げる地域、区域等において処理施設を設置することができる。

ア 前号イに掲げる区域において、処理施設を設置する土地の周辺の住民の同意を得た場合

イ 前号シ(オ)に掲げる施設等であって設置しようとする処理施設の敷地の境界からの直線距離が100メートル以内の区域内に敷地があるものの関係者の同意を得た場合

ウ 前号シ(カ)に掲げる地域等のうち設置しようとする処理施設の敷地の境界からの直線距離が100メートル以内である区域内にある土地並びに当該区域内にある住宅及び店舗の関係者の同意を得た場合

エ 前号スに掲げる場所において、防災等のための措置を講ずることにより、安全性を確保することができ、かつ、がけ崩れ等の災害が発生するおそれがないと認められる場合

オ 前号セに掲げる区域において、関係者の同意を得た場合

(3) 処理施設のうち産業廃棄物の安定型最終処分場を設置する場合（アにあつては、既設の安定型最終処分場の規模を拡大する場合を除く。）は、前2号に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

ア 当該安定型最終処分場の敷地から埋立処分が終了していない他の最終処分場の敷地までの直線距離が、おおむね1キロメートル以上であること。

イ 当該安定型最終処分場の埋立容量（既設の安定型最終処分場の規模を拡大する場合にあつては、当該拡大する部分の埋立容量）が、80万立法メートル以下であること。

第4 立地要件

処理施設を設置する場合は、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 搬出入道路

ア 廃棄物の運搬車両の通行による騒音、振動、排ガス等が、沿道の住民の生活環境に著しい影響を及ぼさないものであること。

イ 処理施設の規模及び交通量に応じて、十分な幅員を有するものであること。

ウ 交通渋滞の防止及び歩行者の交通安全の確保に十分配慮されているものであること。

エ その他道路の管理者との協議すべき事項について、協議済みであること。

(2) 環境対策等

ア 処理施設の稼働並びに処理施設の敷地内における廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等によって、周辺地域の良好な生活環境を損なうことがないように必要な措置を講じること。

イ 有害物質等の飛散、流出及び地下浸透が生じることがないように必要な措置を講じること。

ウ 処理施設の敷地は塀で囲むものとし、その外側には、緑地の設置等を行い環境の保全に配慮すること。

エ 処理施設の敷地内に処理施設の規模に応じて、適正に駐車場、廃棄物の保管場所等を確保すること。

付 則

- 1 この基準は、平成14年3月12日から施行し、同日以後になされる法第8条第1項又は第15条第1項の許可の申請に係る処理施設について適用する。
- 2 この基準の施行の際現に鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成14年3月12日制定）の規定による改正前の鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成11年3月12日制定）の規定に基づき事前協議を行っている者に係る処理施設については、なお、従前の例による。
- 3 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに法第8条第1項若しくは第15条第1項の許可（以下「処理施設の設置許可」という。）を受けた者又は施行日以後にこの基準の適用を受けて処理施設の設置許可を受けた者に係る処理施設の敷地内において、施行日以後にこれらの許可を受けた者又は法第9条の5（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可を受けた者の地位を承継した者が、当該処理施設を当該処理施設と同一の種類であって、かつ、同等の規模の処理施設に建て替える場合（当該敷地の周辺状況の変化により、生活環境に著しい影響を及ぼすと市長が認める場合を除く。）にあっては、第3の立地場所に関する基準は適用しない。

付 則

この基準は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年10月2日から施行する。

**(4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく解体業及び破砕業の
許可に係る事務処理要領**

平成16年 7月 1日制定

平成18年 3月16日改正

(目的)

第1条 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第60条第1項に基づく解体業の許可、及び第67条第1項に基づく破砕業の許可を市長が行うに当たり、又は第63条第1項に基づく第61条第1項第5号に掲げる解体業の変更の届出、及び第71条第1項に基づく第68条第1項第6号に掲げる破砕業の変更の届出を市長が受理した後、関係法令等に基づく指導を適切に行うための事務処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(関係各課との協議)

第2条 自動車リサイクル法に基づく解体業及び破砕業の許可申請がなされたときは、許可を行う前に、又は事業の用に供する施設の設置に係る変更の届出がなされたときは、受理した後に関係各課との協議を行わせるものとする。

(事前協議手続の準用)

第3条 前条の協議については、鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成14年3月12日改正）に規定する産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議手続を準用するものとする。この場合において、鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱実施要領（平成11年3月12日制定）第3条中「設置等事前協議書の写し」とあるのは「許可申請書、又は変更届出書の写し」と読み替えるものとする。

(許可の原則)

第4条 原則として、関係各課との協議が整ったことを確認した後に、解体業又は破砕業の許可、又は変更の届出の認定を行うものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 自動車リサイクル法の附則第5条第2項及び附則第6条第2項の規定により、市長に届出書を提出することにより解体業及び破砕業の許可を受けたものとみなされる者については、この要領は適用しない。

付 則

この要領は、平成18年3月16日から施行する。

(5) 鹿児島市建設汚泥の再生利用個別指定に関する要領

令和4年 4月 1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定並びに鹿児島市廃棄物再生利用個別指定に関する規則（以下「規則」という。）のうち、建設汚泥の指定に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 建設汚泥 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第4号イ（1）（ロ）に規定された「建設工事に伴って生じた汚泥」であって「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成23年3月30日付け環廃産第 110329004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の 2. 3（7）で規定する建設汚泥をいう。

(2) 建設汚泥処理物 建設汚泥に中間処理を加えた後の物（ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。）をいう。なお、指定を受けて再生利用に供される現場に搬入された時点で建設汚泥処理物は有用物として扱う。ただし、都道府県や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定による認定を受けた法人等、建設汚泥等に係る処理事業者や製造業者に当たらない独立・中立的な第三者が、透明性及び客観性をもって認証する場合は、当該建設汚泥処理物が建設資材等として製造された時点において有価物として取り扱う。

(3) 建設汚泥等 建設汚泥及び建設汚泥処理物をいう。

(4) 公共工事 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する工事をいう。

(5) 公益工事 鉄道事業者が行う鉄道施設の工事、軌道経営者が行う軌道の工事、電気事業者が行う事業用電気工作物の工事、ガス事業者が行うガス工作物の工事及び都市計画法の規定により都道府県知事等の許認可等を得た都市計画事業の工事をいう。

(6) 再生利用工事等 建設汚泥処理物を建設資材として利用する工事をいう。

(7) 施設等 建設汚泥の中間処理施設及び再生利用の用に供する施設をいう。

(8) 取引先 再生利用工事等を行う者、当該建設汚泥等の収集運搬を行う者及び当該建設汚泥等の中間処理を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 当分の間、本市内の公共工事または公益工事（以下「公共工事等」という。）において発生する建設汚泥を市域内で再生利用する場合について適用する。ただし、他の都道府県等の公共工事等で再生利用する場合においては、再生利用工事等を所管する都道府県等から事前に了解を受けている場合に限り適用する。

(指定の範囲等)

第4条 指定の範囲は、建設汚泥の発生から建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ搬入されるまでの一連の範囲とする。

2 規則第3条第1項の規定による建設汚泥等の再生活用を事業範囲として再生利用個別指定を

受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建設汚泥を排出する工事を行う元請事業者とする。

3 前項の申請において再生輸送に係る指定を含む場合は、申請者が一括して申請するものとする。

（指定の申請）

第5条 規則第3条第1項の規定による再生利用個別指定申請書（様式第1）には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

ア 工事名称

イ 発注者名、工事金額、工期

ウ 工事の場所及びその図面

エ 建設汚泥等の性状、数量

オ 建設汚泥等の処理方法

カ 施工計画及び施工管理体制

キ 産業廃棄物処理施設を有する場合、施設の概要

(ア) 設置の場所

(イ) 施設の平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(ウ) 施設の種類

(エ) 施設の処理能力

(オ) 位置、構造等の設置に関する計画書

(カ) 施設を設置しようとする場合は、着工予定年月日及び使用開始予定年月日

(キ) 施設を設置しようとする場合は、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書

(ク) 施設を設置しようとする場合は、施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を記載した書類

(ケ) 維持管理に関する計画書

ク 品質管理

(ア) 基準

(イ) 方法

(ウ) 分析

ケ 保管方法

(ア) 所在地、面積、保管上限を記載した書類

(イ) 平面図

(ウ) 所有権又は使用权を有することが確認できる書類

(エ) 管理体制

コ 建設汚泥等の排出から再生利用されるまでのマテリアルフロー図

サ 申請者と再生利用工事等を行う者との間の確認書

(ア) 建設汚泥等を排出する工事の件名及び概要

(イ) 建設汚泥等の排出予定量及び利用予定量

(ウ) 利用予定時期

- (エ) 建設汚泥処理物の利用用途
- (オ) 建設汚泥処理物の品質及びその確認方法
- シ 建設汚泥等の再生利用について申請者と発注者との間で合意した文書の写し
- ス 工事請負契約書の表紙の写し
- セ 再生利用を行う建設汚泥の排出予定箇所において事前ボーリングした試料の分析結果
- ソ 土壌環境基準、土壌汚染対策法、その他関係法令等で定める品質を満足させるための方策
- タ 国土交通省によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準である「設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日）」の表-4「建設汚泥処理土の適用用途標準」を満足させるための方策
- (2) 取引関係を記載した書類
 - ア 再生利用工事等を行う者
 - (ア) 再生利用工事等を行う者の氏名又は名称及び所在地
 - (イ) 再生利用工事名称
 - (ウ) 再生利用工事等の発注者名、工事金額、工期
 - (エ) 再生利用の場所及びその図面
 - (オ) 建設汚泥等の利用用途
 - (カ) 建設汚泥等の利用予定量
 - (キ) 法令等に基づく許認可等を要する事業の場合、当該許認可等を得たものであることを確認できる書類
 - (ク) 周辺地域の生活環境の保全に配慮された事業計画であることが確認できる書類
 - (ケ) 再生利用計画が反映された工事仕様書又は再生資源利用促進計画書の写し
 - (コ) 施工計画及び施工管理体制
 - (サ) 再生利用において準拠しようとする技術基準の名称及びその写し
 - (シ) (1)ク及びケの規定の例によること。
- イ 建設汚泥等の収集運搬を行う者
 - (ア) 建設汚泥等の収集運搬を行う者の氏名又は名称及び所在地
 - (イ) 委託契約書及び許可証の写し（ただし、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託する場合に限る。）
 - (ウ) 運搬計画及び管理体制
- ウ 建設汚泥の中間処理を行う者
 - (ア) 建設汚泥の中間処理を行う者の氏名又は名称及び所在地
 - (イ) 委託契約書及び許可証の写し（ただし、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれる者に委託する場合に限る。）
 - (ウ) 処理を行う建設汚泥の性状
 - (エ) 建設汚泥等の処理方法
 - (オ) (1)キ、ク及びケの規定の例によること。
 - (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- ア 粉じん飛散対策

イ 汚染流出対策

ウ 騒音振動対策

エ その他生活環境保全に係る対策

(4) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

(5) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿謄本

(6) 申請者が個人である場合には、住民票の写し

(7) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面

(8) 事業を行うに足りる知識及び技術的能力を説明する書類

(9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

（指定証の有効期間）

第6条 指定証の有効期間は、建設汚泥を排出する工事が終了するまでの期間とし、5年を限度とする。ただし、市長が必要であると認める場合は有効期間を変更することができる。

2 指定証は、その有効期間が満了する前に更新することができる。

（指定の基準）

第7条 市長は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力等が、規則第4条の規定のほか次の各号のいずれにも適合するときに限り、再生利用個別指定を行うものとする。

(1) 施設等の設置に関する基準

ア 省令第12条第1号及び第3号から第7号まで並びに省令第12条の2第2項に規定する基準

イ 施設等の設置に関する計画が当該施設等に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

(2) 施設等の処理に関する基準

ア 発生量見込みが適正であり、処理計画に見合った処理能力を有すること。

イ 品質を確保できる設備であること（試験等での実証）。

ウ 建設汚泥を再生利用するために産業廃棄物中間処理業者の有する施設で処理を行う場合には、市内で中間処理を行う場合に限るとともに、当該再生利用に係る建設汚泥は他の廃棄物と区分して処理されること。

(3) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(4) 産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(5) 再生利用工事等一式を他社に請け負わせることがないこと。

(6) 引き取った建設汚泥処理物の全量を資材として再生利用の用に供するような事業計画であること。

(7) 再生利用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。

(8) 再生利用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

(9) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(10) 建設汚泥等の保管に関する基準

ア 建設汚泥等のストックヤードについては十分な面積の確保及び飛散や降雨による流出の防止対策等がなされていること。

イ 保管のための管理体制（保管管理者の設置等）が整っていること。

(11) 建設汚泥等を確実に運搬できる管理体制が整えられていること。また、委託により運搬を行う場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用すること。

(12) 申請者と再生利用工事等を行う者との間で、再生利用に関する計画が書面により確認されていること。

（施設等の維持管理に関する基準）

第8条 再生利用個別指定を受けた者（以下「指定業者」という。）は、次の各号に掲げる施設等の維持管理上の基準に従い、その処理を行うものとする。

(1) 施設等の運転管理体制が整っていること。

(2) 建設汚泥の処理量、固化剤等の購入量及び添加量、建設汚泥処理物の発生量などの運転記録を管理できる体制が整っていること。

(3) 処理工程からの排出時及び再生利用現場への搬入時に建設汚泥処理物の品質を確認できる体制が整っていること。

(4) 建設汚泥等の性状の分析及び管理を適切に行うことができる体制が整っていること。

（建設汚泥処理物の利用用途及び品質）

第9条 指定業者は、建設汚泥処理物が次の各号に掲げる利用用途及び品質に適合したものについて、再生利用工事等に使用するものとする。品質の確認については、原則として建設汚泥の発生量が1,000立方メートルごとに1検体とするが、発生場所が工場等の跡地等で汚染の可能性がある場合はおおむね100立方メートルごとに1検体とする。

なお、申請者と再生利用工事等を行う者との間で適切な品質確認に関する計画が別に定められている場合はその限りでない。

(1) 国土交通省によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準である「建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日）」の表-4「建設汚泥処理土の適用用途標準」

(2) 土壌環境基準、土壌汚染対策法、その他関係法令等で定める品質

（環境保全対策）

第10条 指定業者は、周辺環境の生活環境保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 粉じん飛散対策

(2) 汚水流出対策

(3) 騒音振動対策

(4) その他生活環境保全に係る対策

（変更の承認）

第11条 規則第7条第1項に基づき、再生利用個別指定に係る事業の範囲（建設汚泥の処理方法）を変更しようとする場合は、指定業者は、あらかじめ再生利用個別指定事業変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の申請書には、第5条に規定する書類及び図面のうち、事業範囲の変更に係るものを添付するものとする。

（変更の届出）

第12条 規則第8条第1項に基づき、第5条及び第12条に記載した事項（事業範囲の変更を除く。）を変更したときは、指定業者は、変更した日から10日以内に、再生利用個別指定事項

変更届出書（様式第5）を市長に提出するものとする。

2 前項の届出書には、第5条に規定する書類及び図面のうち、変更に係るものを添付するものとする。

（指定の取り消し）

第13条 市長は、指定業者が規則第11条のほか第7条に規定する指定の基準に該当しなくなったときは、指定を取り消すことができる。

（標準処理期間）

第14条 再生利用個別指定に係る標準処理期間は、規則第3条第1項に基づく再生利用個別指定申請書の受理後、60日とする。また、事業範囲の変更における標準処理期間は、規則第7条第1項に基づく再生利用個別指定事業変更承認申請書の受理後、50日とする。

（報告）

第15条 指定業者は、毎月10日までに、前月中の再生輸送又は再生活用の実績について、次の各号に掲げる再生利用個別指定の種類に応じ、当該各号に定める様式により市長に報告すること。ただし、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、その休止し、又は廃止した日から10日以内に報告すること。

(1) 再生輸送に係る指定業者 廃棄物再生輸送実績報告書（様式第8）

(2) 再生活用に係る指定業者 廃棄物再生活用実績報告書（様式第9）

2 指定業者は、第9条に規定する品質の確認結果について速やかに報告すること。

（立入検査）

第16条 指定業者は、本市の立入検査を受けた場合、円滑な立入検査が行われるよう協力するものとする。

（その他）

第17条 本要領において特に定めがない事項については法及び「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」（平成18年7月4日環産発第060704001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）に準ずるものとする。

2 建設汚泥処理物の再生利用を行う際の取引価格については指定の審査対象としないものとする。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。